奈良県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十七年十一月十三日

奈良県知事　荒　井　正　吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者			訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		居宅サービスの種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
社会福祉法人長和福祉会	兵庫県加古川市平荘町小畑字西ノ山一三二八―一〇		こころ上牧居宅介護支援事業所	北葛城郡上牧町大字上牧二七六八―二	居宅介護支援事業	平成二十七年六月一日
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市大字桑才二九四―五		グループホーム橿原の郷	橿原市飯高町七―一	認知症対応型共同生活介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十七年十一月一日